

医療安全への取り組み

医療安全管理指針について

1. 基本理念

患者様が医療事故という形で実害を受けることがないように、各医療従事者の日頃からの努力と事故防止のための仕組みを構築することが重要だと考えています。

本指針はこのような考えのもとに、医療従事者個々のレベルでの事故防止対策と施設全体の組織的な事故防止対策を進めることで、医療事故を無くし、患者様が安心して安全な医療を受けられるような環境をつくることを目標としています。

2. 組織について

医療安全管理者：

医療安全管理に必要な知識と技能を有し、施設全体の医療安全管理を中心的に担当します。

安全管理委員会：

医療安全管理対策を総合的に実施するために委員会を設置し、各部門の代表者で構成されています。

月一回の定例会議を開催し、事例の分析・再発予防策を検討します。

医薬品安全管理者：

医薬品の安全管理を担当し、具体的には医薬品の業務手順書の作成や医薬品の管理方法の確認、職員に対する安全使用のための研修を実施します。

医療機器安全管理者：

医療機器の安全管理を担当し、医療機器の安全使用のための研修や、保守点検の適切な実施などを行います。

3. 安全管理のためのマニュアルの整備

安全管理のため、以下のマニュアルを整備しています。

1. 安全管理マニュアル
2. 医薬品業務マニュアル
3. 医療機器安全管理マニュアル
4. その他

4. 医療安全管理のための研修

委員会は、全職員を対象とした安全管理のための研修を6ヶ月に1回程度実施をしています。

院内感染対策指針について

1. 基本指針

医療提供施設にとって、院内感染の防止と、感染等が発生した場合はその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは大切です。

院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療を提供できるように取り組みます。

2. 院内感染対策管理

当院では、以下に掲げる院内感染対策を実施しています。

院内感染対策委員会：

院内の各部署の構成員で組織された院内感染対策委員会を月一回、定期的に開催しています。

職員研修：

職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を6ヶ月に一回程度実施をしています。

感染症の発生状況の報告：

院内感染の発生の予防と蔓延を防止するため、感染症の発生状況を感染情報レポートとして職員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し：

院内感染対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを整備し、全職員への周知を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。

新型コロナウイルス感染症について

1. 発熱外来について

令和5年10月1日より、発熱や風邪症状又は咳や痰等の呼吸器症状がある方で、診療を希望される場合は、事前に電話連絡の上、ご来院ください。

(かかりつけ患者以外の方も受診可能です。)